平成３０年（フ）第９号
熊本県阿蘇郡小国町大字西里2052番地18の20、前住所熊本県阿蘇郡小国町大字下城4162番地１　スパシャトレ２―310号
債務者　青木　由紀
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成３０年（フ）第２３４６号
東京都世田谷区若林１丁目５－９－101
債務者　小嶋　和弘
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３６５号
東京都墨田区横川３丁目３－６－501
債務者　橋本美代子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３７５号
東京都足立区西新井本町２丁目20－３－406
債務者　池田　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３７７号
東京都練馬区大泉学園町３丁目１－41－503
債務者　松尾　繁藤
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３７８号
東京都練馬区大泉学園町３丁目１－41－503
債務者　松尾　経子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４０９号
東京都八王子市北野町593－14　ＯＮビル４Ｆ
債務者　瀬戸　貴子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４１７号
東京都府中市天神町３丁目14－８　第２白樺荘209
債務者　北村　光男
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４２２号
東京都大田区西六郷２丁目40－９－305
債務者　水石　英範
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４９号
山形県酒田市北新町１丁目１番58号　県営北新町アパート603号
破産者　庄司　誠子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第３６８号
さいたま市大宮区吉敷町１丁目42番地１　カージィーズ21　502号
破産者　清水　祐一
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７４号
埼玉県川口市本蓮３丁目４番23―113号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字榛松768番地の２
破産者　梅澤八州光
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
沖縄県宜野湾市喜友名２丁目４番17―402号　チュナリーヒルズ　イースト
破産者　位高　　勉
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３２９０号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目10番　茨田大宮西住宅１号館709号室、開始決定時大阪市都島区友渕町１丁目３番17―208号
破産者　川辺　武彦
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４６号
大阪府豊中市上野西４丁目８番４―301号
破産者　戸田　直伊
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７８８号
大阪府豊中市小曽根５丁目３番１―102号
破産者　福田　　敦
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部